

第2回(仮称)加茂市認知症の方が尊厳を保ちながら幸せに暮らしていける地域の実現を目指す条例制定委員会

会議録(概要)

1. 日 時 令和5年11月17日(金)午後1時から午後2時40分まで
2. 場 所 加茂市役所 5階 全員協議会室
3. 出席委員 西澤正豊会長(オンライン出席)、中澤泰二郎副会長、小林誠委員、久我三栄委員、富所隆委員、車谷容子委員、坂井美和子委員、須田剛委員、関根吉雄委員、田澤直美委員、牛腸良重委員
ご本人(男性)、ご家族(男性)、ご家族(女性)
4. 出席者 長寿あんしん課 課長 藤田和夫
長寿あんしん課 課長補佐 吉塚裕史 吉原千鶴子
長寿あんしん課 地域包括支援係長 兵田とも
5. 傍聴者 なし
6. 報道機関 なし
7. 会議概要

(1) 開会(午後1時開会)

(2) 西澤会長挨拶

(3) 報告事項

藤田課長: 作業部会設置についての前に前回8月24日の第1回委員会の際に「(仮称)加茂市認知症の方が尊厳を保ちながら幸せに暮らしていける地域の実現を目指す条例制定委員会設置要綱」の目的、所掌事項に「予防」という言葉が入っていると活動の幅が広がるのではないかと意見をいただいていた。事務局で検討の結果、条文の方で「予防」について盛り込んでいくこととし、要綱は変更しないことにした。皆様のご理解をお願いしたい。

設置要綱の第7条に基づき作業部会を設置することができる。そこで、条文の作成を検討するにあたり西澤会長へご了承いただき、中澤副会長、車谷委員、田澤委員、牛腸委員、茂岡委員の5名で作業部会を設置した。

スケジュールにあるように10月10日、10月24日の2回作業部会を開催し条文について検討したことを報告する。

西澤会長: ご質問、ご意見があったらお願いしたい。よろしいか。ないようであればご報告のとおりということで作業部会設置についてご了承いただいたということで次に進みたい。

続いて報告事項「検討委員会スケジュールの変更について事務局より説明願いたい。

藤田課長： 資料1をお願いしたい。8月24日第1回検討委員会の際に第4回検討委員会を令和6年9月、市議会への条例提出後に予定していたものをお示ししていたが、第4回は議会提出前に開催し、市への要望などもお聞きするというのを事務局で検討した。第4回は令和6年7月に開催を予定したい。

西澤会長： ご質問、ご意見があったらお願いしたい。よろしいか。ないようであればご報告のとおり、報告事項については了承ということにしたい。

(4) 協議事項

西澤会長： 条例骨子(案)・条例(案)について事務局よりご説明願いたい。

藤田課長： 資料2、資料3、資料4を見ながら説明する。

資料2骨子(案)は条例構成、目指す姿、具体的な内容を記載してある。前文、目的、定義、基本理念、市の責務各機関の役割、認知症基本的施策でまとめている。

資料3条例・逐条解説(案)では、第1章総則、第2章市の責務及び各機関の役割、第3章認知症基本的施策の3章で構成している。

章ごとにまとめて意見を頂戴したい。まずは第1章を読み上げる。(第1条から第3条まで読み上げる。)

なお、補足として第2条定義の(6)予防と備えについてであるが、市民にとっては、予防が理解しやすいが、国の流れは備えという言葉も使っている。作業部会でも活発に議論されたところである。加茂市は予防でいくべき、また備えとして定義すべきであるなど、結果的に予防と備えとしてそれぞれに定義するに至った。

ご審議よろしく願いたい。

西澤会長： まずは第1章総則について説明いただいた。皆様からご意見いただきたい。ご質問でも結構である。

中澤副会長： 前文の解説について、3つ目についての文章の書き方について、加茂市において特別に認知症が増加していくわけではないということを考えると構成を、「さらに、誰もが関わる可能性のある「認知症」、人口減少、超高齢社会の進行している加茂市では、認知症を正しく理解し、自分事として捉え……」としてよいかと感じた。考え方が大きく変わるものではないので事務局で検討してほしい。

2点目は、2条定義について(3)の市民は「…活動する団体また

は個人をいう。」とある。(4)事業者は「……事業を行う企業その他の団体または事業を行う場合における個人をいう。」とある。この(3)と(4)の違いは何か考えると、事業を行うか否か。調べると事業とは「社会的な大きな仕事」とある。この事業の定義までは必要ないが、考え方、区別の仕方として、事業者とは「市民へなんらかのサービスを提供する人や団体・法人」として、市民の老人クラブや区では所属している一員としたら良いのではないかと考える。

西澤会長： まずは、前文の解説部分であるが、人口減少、超高齢社会について、加茂市に限ったことではないということはお指摘のとおり。また年齢とともに認知症が増えていくのもそのとおりである。しかし、世界的にみて認知症が増えているのは日本だけであり、欧米各国では減少しているのでしょうか。「誰もが関わる可能性がある……」というご意見もごもっともという点もあるが、何かご意見はあるか。

藤田課長： 1点目は中澤副会長のおっしゃるとおりの方がわかりやすいと思われるのでその方向で検討したい。

西澤会長： この点は今一度検討していただくということで、何にウエイトを置くか、加茂市において何が大事かということで、検討していただきたい。

2点目の定義について、実は私も同じことを感じていた。最初の前案では(5)は医療、介護又は福祉に関するサービス事業者となっていた。それを関係機関とした。それは理解できるが(2)市民と(3)事業者はわかりにくいと感じていた。これについてはいかがか。どのように切り分けるかということ。最初に市がでてくる。市の役割、市の責務などがある。次に市民がくる。そのあとに関係機関でよいのか。事業者が必要かどうかということからである。いかがか。

富所委員： 事業者と分けた理由は、障がい者等の雇用の問題や従業員等への啓発の問題があり一般市民とは分ける必要があると思っている。事業者の中に「……個人をいう。」という文章があり、これは経営者のことを言っていると思われるが、これがあるが故に市民と混同してしまうと思う。表現は別として、市民、事業者、関係機関という分け方については賛成である。

西澤会長： 医療、介護又は福祉に関するサービスを提供する事業者と一般事業者とは分けて考えたほうが良いというご意見である。

皆さんいかがか。ぜひご意見をお願いしたい。

当事者、家族等、市、市民、直接サービスを提供する事業者

雇用などを行う事業者という分け方になっている。中澤委員いかがか。

中澤副会長： 法的の観点で民法などでの切り分けもあるが、今回の観点は異なり条例において「誰にどういう役割をしてもらうか」富所委員のとおり、雇用、サービス提供を行う事業者、構成員へ注意配慮してほしいことを課している。今回はこの切り分けで良いと考える。

西澤会長： 条例なので、法的にどうかということは当然だと思うが、「認知症にたいして関わり方で分かりやすく分けられれば」良いと思う。
認知症の方へ直接サービスを提供する方、ご本人やご家族の雇用に関わる方、そして市民、行政の方という分け方になっていると思うが、そのほかの意見やそれ以外の分け方でご意見のある方。

車谷委員： 作業部会で関わったものとして、先ほど中澤委員のおっしゃったイメージ及び富所委員のお話のとおりで、今後の章を検討していった。現在の分け方で意義はない。

西澤会長： それを受けて委員の皆さんがどう受け止めているかであるがまずは、当事者、行政、認知症の方への関わりのあるサービスを提供する事業者、雇用にする側の事業者、それ以外の一般の方、そのように分けていくということで異論のある方はいらっしゃるか。加茂市としてどうか。

藤田課長： 事務局として作業部会での検討、皆さんのご意見も踏まえこのままでいければ良いかと考える。

西澤会長： 順番をどうするかである。当事者、家族、次に何を持ってくるかである。関わり方ということで、市民を先にして、サービス提供事業者が後になるからわかりにくくなる。条例なので「市民」を先に持ってきたい気持ちもわかる。「事業者」「関係機関」という分け方はわかりにくい。あと「市は・・・」とさかんに出てくる。行政という立場があると思うが。法的な部分は中澤先生からきちんと見ていただき、方向としてこのようなところで良いか。より良い仕分けがあればこの場でご提案いただき、なければあとは順番をどうするか。

中澤副会長： 定義に誰を入れるか、順番をどうするかを考えた時に「市」はどこまでの機関を入れるのか、例えば委託先は入るのか。「市」を入れるのはどうかと考えた。条文が良いのか、解説が良いのかはある。また「事業とは」何か。医療、介護、福祉サービス提供事業者をどう表現するのか。知恵を出し合う必要があると思った。

関係機関の定義としては事業者があり、その中に特に「医療、

介護、福祉サービスを提供する事業者」であり、「事業者」とはそれ以外のサービスを提供する事業者である。「医療、介護、福祉サービスを提供する事業者」は例えば「医療機関等」とするなどわかりやすさとして定義できる。

西澤会長： 市へ質問する。公開する際に全文と解説はどう扱うのか。このように同時に示すのか。条文は条文、解説は解説として示すのか。

藤田課長： 議会提出の際には、条文だけになるが説明の際には解説も一緒にお示しすることになると思う。

西澤会長： そういうことになると定義は丁寧に書き込まないと条文だけではわかりにくい。また(1)から(6)の中に「市」の定義がない。「市」とは何なのか、という定義が必要なのではないか。この点については加茂市の方はどうお考えか。

藤田課長： やはり「市」の定義は必要だと思われる。後半「市の責務」でも「市は・・・」と出てきますので入れる方向で考えたいと思う。

西澤会長： 解説があればわかるが、条文だけではやはり説明が必要と思う。ここまでよろしいか。最終的にどのように切り分けするかはご検討いただきたい。認知症とそのご家族への関わりにより、そのステークホルダーについてどう切り分けるか。また法的にどうクリアしていくか、市民へ提示した際に誤解なく伝わるか。それを踏まえ、最終的にどう定義、分類していくか考えていただくということでしょうか。現時点でこの考えでご異論ないか。

では第2章につきましてよろしくお願ひしたい。

藤田課長： 第2章を読み上げる。(第4条から第7条まで読み上げる。)ご審議よろしくお願ひしたい。

西澤会長： この章は市の責務とそれぞれのステークホルダーの役割を記したものであるがご質問、ご意見よろしくお願ひしたい。

車谷委員： 質問である。第4条第1項で「認知症の方等」という文言が突然に出でくる。その後の条文でもたびたび出てくるがここはそれで良いのか。「認知症の方及びその家族」か。家族も含まれるのか。

藤田課長： お見込みのとおり。「認知症の方及びその家族等」という意味合いである。第4条1項で「認知症の方及びその家族等(以下認知症の方等)」と記したいと思っている。

西澤会長： 第4条1項で「認知症の方及びその家族等(以下認知症の方等)」と記載するという。他にないか。

中澤副会長： 第5条第1項で「市民は、これからは・・・」とあるが、今までは

向き合っただけでなかったような表現である。「これからは」削除してよいと思う。

第5条解説で2段目「…尊厳を保ちながら幸せに暮らしていける地域の実現…」とあるのが、「幸せ」という表現が良いのか。この条例が直ぐに「幸せにつながるわけではない」と思われる。条例候補名でも「幸せ」を入れたものがなかったが同じ考えであったと思う。「安心」「健やか」に良いと思われる。また「暮らしていける」でなく「いくことができる」が良いと思われる。

西澤会長： 1点目の「市民は、これからは…」の「これからは」は不要であるということ。これはよろしいか。

2点目の「幸せ」という言葉であるが、私も同じことを思った。2ページ目の目的のところ、「誰もが尊厳を保ちながら安心して健やかに暮らせるまちを目指す」という文言があるが、これをそのまま使ったらよいのではないか。中澤委員はいかがか。

中澤副会長： 会長と同意見である。

西澤会長： それこそ加茂市ならではの表現であると思うので、そのままお使いになればよろしい。委員のみなさん、いかがか。車谷委員いかがか。

車谷委員： 同意見である。様々な言葉が出てくるよりは、1本筋が通った加茂市のキャッチフレーズとして、らしさの出る言葉が良い。

西澤会長： 藤田課長よろしいか。

藤田課長： はい。

西澤会長： 他に意見はあるか。私から一つ。第4条2項で「…常に認知症の方等の視点を重視し、意向を尊重し必要な配慮をするものとする。」とあるが、認知症基本法では「当事者が参画し」と明記されている。何か決める際には常に認知症の当事者が参画するという表現にした方が基本法の趣旨を汲んだものになると思われるがいかがか。私の意見としてももう少し踏み込んでいただくということで続けてご検討いただきたい。

他に第2章についてご意見があればお願いしたい。

最初の市、市民、関係機関などのステークホルダーの切り分けの議論を受けて見出しが変わってくる可能性があるが、特にご意見がなければこの項目はよいか。

続いて第3章について説明を願いたい。

藤田課長： 第3章を読み上げる。(第8条から第13条まで読み上げる。)ご審議よろしくお願いしたい。

西澤会長： ご質問、ご意見願いたい。

富所委員： 2点伺いたい。先ほど、解説部分は議会には出さないとのことであったが、パブリックコメントでも出さないのか。

藤田課長： パブリックコメントでは解説がないと分かりづらいので出したいと思う。

富所委員： 一般市民は解説がないと分からないと思う。了解した。

意見である。第8条の「認知症の予防と備え」では作業部会で検討し、「予防」を入れていただき感謝する。しかしながら解説部分の3段目、主語述語がはっきりせずに日本語として成り立っていないので修正した方が良い。

2点目で第2条6号の解説で「認知症は……完璧に予防することはできません。」とある。折角、第8条で「予防と備え」を謳っていても夢も希望もないように思う。せめて「予防することは難しいと考えられています。」としたらどうか。皆さんの意見はいかがか。

3点目「地域づくり及び社会参加の推進」第10条3項、解説で「予防」の広い観点で、外来をしていると高齢者だからといって職場から排除されている、予備軍の方が非常に困っているのではないかと感じている。高齢者への配慮ということを盛り込むことはやりすぎであるか、皆さんの意見を伺いたい。

西澤会長： 今のご質問に関し、加茂市から回答はあるか。

藤田課長： 1点目の「予防と備え」の解説部分は修正したい。

2点目の「認知症は……完璧に予防することはできません。」についても検討したいと思う。見直したい。

3点目の高齢者への配慮については私見では入れた方が良いかと思うが今後、盛り込むか再検討したい。

西澤会長： 富所委員の指摘にあったが、我々は条文と解説を読んでいるから分かるが、解説が出ないとなると議論が出るかもしれない。キーになる箇所はやはり解説が必要と考える。認知症基本法が議員立法で提出された際に「予防」について様々な議論があり最終的に見直された経緯がある。条文だけでは伝わらないのではと心配になってきた。富所先生のご指摘のとおりだと思ふ。

中澤副会長： 富所委員の認知症の方やご家族の方や高齢者の就労について盛り込むことについて思うところがある。現在、障がい者雇用について弁護士会で取り組んでいるが、経営者が雇用を躊躇することがある。例えばどんな仕事をしてもらおうかなど。経営者だけでなく市民も偏見を持っているので雇用の場面に現れるのではないか。市民

へもっと啓蒙し、インクルージョン社会、共生社会へ。

また、もっとパラレルに考える必要がある。現に今認知症になっている方、またそうでない方も社会の担い手として高齢の方へも就労の機会を与えていけるかは大切なポイントである。それをどう表現、働きかけるかが難しい。ご指摘のところを盛り込んでいけるかご検討いただけると良いと思う。

2点目は市の責務の部分で会長も仰ったが、「市は・・・努めるものとする」と記載がある。市民や事業者の場合、法的拘束力はないので「努力してほしい。」が良いが、主語が市の場合は「努力します。」ではなく「・・・する。」が良いと思う。

西澤会長： 最初の問題は障がい者雇用との関係であるが、ご存じのとおり障害者は4通り、身体、知的、精神、そして第4の障害、難病等である。では障害者総合支援法の中で認知症がどこに出てくるのかということ。特に問題なのが若年性認知症、65歳未満で発症する認知症の方の雇用の問題は大きい。どこまで意識して書き込むか。大綱では若年性認知症を分けて書き込んである。分けるという考えもあるが、一般論で済ませるか。今回はそこまで踏み込まずに一般論である。

2点目は私も同じことを感じた。努力規定であり義務とはできない。「市は・・・」で始まる際に結びをどうするかは気になるところである。

他にご指摘があるか。

2点目の指摘は大きな部分なので最終案までにお示し願いたい。

障がい者雇用の部分の切り口の部分は他にご意見があるか。特に対応が困難な若年性認知症についての記載を追加するかとも言い換えても良いと思うが。加茂市という前提なので数としては多くないので一般論で済ますという考えもできると思う。

一般の雇用という部分では若年性認知症は問題だと思うが意見はあるか。なければこの点はもう少しご検討願いたい。

他にご指摘、ご意見があるか。

丸山委員： 質問である。第10条3項で後段、事業者や支援機関とあるが、支援機関とした意味はあるか。今までは関係機関であった。

西澤会長： 先ほどの切り分けの部分である。藤田課長、いかがか。

藤田課長： 解説にあるがハローワークや障害者就労支援事業所という

ことを考え記載した。

西澤会長： 言葉尻ではあるが、事業者、関係機関を定義しているので「支機関」は何なのか、ということ。用語の整理としては支援機関という書き方は不用意かと思うので、これはご検討いただきたい。

他にいかがか。

私から、第9条2項、条文と解説の乖離を指摘したい。解説では子供たち、若者、学校教育の啓発の重要性を強調しているが、条文ではサポーター養成やボランティアについて記載し、学校教育そのものの重要性が消えている。小中学生が祖父母の変化を最初に気づくことが少なからずある。学校教育そのものが非常に大事だということの書き方をもう少し考えていただきたい。他にないようであれば条文の検討はここまでとしたい。

今回協議した内容を再度ご検討いただき最終回前に皆さんへお示しいただき、ご検討願いたい。

続いて協議事項2、条例の名称について、藤田課長お願いしたい。

藤田課長： その前に欠席の茂岡委員からのメッセージを紹介したい。

(割愛)

資料5にあるように候補案を出していただいた。感謝申しあげる。今、決定ではなく次回決定したい。よろしくご審議願いたい。

西澤会長： 条例名は次回審議し決定ということで、その過程でご意見があれば出していただきたい。集約の方法はお任せしたい。多数決になるか。特に意見がなければ、次回皆さんで審議して決めるということをお願いしたい。以上で本日の議事は終了する。

藤田課長： 西澤会長感謝申し上げます。その他で皆様から何かあればお願いしたい。ないようであれば閉会を中澤副会長へお願いする。

8.閉会挨拶(午後2時40分)

中澤副会長： 本日、条例の内容や文言を検討した。委員の皆さんの中には、なかなか馴染みがなく難しいと思った方もいたかもしれない。

条例でも罰則を設ける又は、税金の徴収など市民の権利に関するものは慎重になる必要があるが、今回の条例は、認知症を取り巻くことについて、加茂市がこんなふうになったらいいなということを思いつきでもどどんん言っていたことが重要である。言えば言うほどに良い条例になっていくと思われる。

次回は集約するということであるので、次回までの間、また次回に、茂岡委員のように思いを言っていただけるとありがたい。これをもって閉会の挨拶としたい。